

区分		給気設備（ガラリ・ダクト等）		換気設備（ガラリ・越屋根等） 排出設備（ベンチレーター・換気扇・排出ファン等）			根拠法令	
		大きさ	設置箇所数	施設の区分	設備の例又は能力	先端の位置		設置箇所数
（一） 製造所 取扱所	引火点 40 度未満の危険物を取り扱う場合	排出設備の大きさ、数に応じた大きさ、数		排出＋給気（全域）	室内容積の 5 倍/h	屋外の高所	排出能力に応じた数	
	上記以外の場所			ガラリ：20cm×40cm 以上 ダクト：内径 20cm 以上	床面積 150 m ² に 1 箇所		換気	ガラリ等
屋内貯蔵所		引火点 70 度未満の危険物を貯蔵するもの	排出設備の大きさ、数に応じた大きさ、数		排出＋給気（全域）	室内容積の 5 倍/h	屋外の高所	排出能力に応じた数
	上記以外の場所	ガラリ：20cm×40cm 以上 ダクト：内径 20cm 以上			床面積 150 m ² に 1 箇所	換気		ガラリ等
屋内タンク貯蔵所		設けるタンク専用室 平屋建の建築物に	引火点 40 度未満の危険物を貯蔵するもの	排出設備の大きさ、数に応じた大きさ、数		排出＋給気（全域）	室内容積の 5 倍/h 又はベンチレーター	屋外の高所
	引火点 40 度以上 70 度未満の危険物を貯蔵するもの		排出＋給気（局所）			発生源を中心として半径 2m の円球に囲まれた範囲の 15 倍/h	発生場所ごと	
	引火点 70 度以上の危険物のみを貯蔵するもの		ガラリ：20cm×40cm 以上 ダクト：内径 20cm 以上	床面積 150 m ² に 1 箇所	換気	ガラリ等		—
	平屋建以外の建築物に設けるタンク専用室	平屋建ての建築物に設けるタンク専用室の基準による ※平屋建以外の建築物に設けるタンク専用室及びポンプ室へ防火ダンパーを設けること。						危政令第 2 項第 2 号 の 2 危政令第 12 条第 2 項 第 7 号 危規則第 22 条の 6
ポンプ設備をタンク専用室に設けるもの	平屋建の建築物に設けるタンク専用室の基準による ※タンク専用室以外に設ける場合は、ポンプ室の基準による						危政令第 12 条第 1 項 第 9 号の 2 危規則第 22 条の 5 ※危政令第 11 条第 1 項 第 10 号の 2	

ポンプ室	引火点 40 度未満の危険物を取り扱う場合	排出設備の大きさ、数に応じた大きさ、数		排出+給気 (全域)	室内容積の 5 倍/h	屋外の高所	排出能力に応じた数	危政令第 11 条第 1 項第 10 号の 2 危政令第 12 条第 1 項第 9 号の 2 危政令第 13 条第 1 項第 9 号の 2
				排出+給気 (局所)	発生源を中心として半径 2m の円球に囲まれた範囲の 15 倍/h		発生場所ごと	
	引火点 40 度以上 70 度未満の危険物を取り扱う場合 引火点 70 度以上の危険物のみを取り扱う場合	ガラリ : 20cm×40cm 以上 ダクト : 内径 20cm 以上	床面積 150 m ² に 1 箇所	換気	ガラリ等	—	概ね床面積 150 m ² に 1 箇所	
給油取扱所	整備室 (引火点 40 度未満の危険物を取り扱う場合)	排出設備の大きさ、数に応じた大きさ、数		排出+給気 (全域)	室内容積の 5 倍/h	屋外	排出能力に応じた数	危政令第 17 条第 1 項第 20 号
				排出+給気 (局所)	発生源を中心として半径 2m の円球に囲まれた範囲の 15 倍/h		発生場所ごと	
	油庫	屋内貯蔵所の基準による					屋外 ※周囲に開口部が無いこと	
	ポンプ室 (引火点 40 度未満の危険物を取り扱う場合)	排出設備の大きさ、数に応じた大きさ、数		排出+給気 (全域)	室内容積の 5 倍/h	屋外 ※周囲に開口部が無いこと	排出能力に応じた数	
				排出+給気 (局所)	発生源を中心として半径 2m の円球に囲まれた範囲の 15 倍/h		発生場所ごと	

可燃性蒸気又は微粉の換気、排出設備の区分表

1 設備の区分の定義

- ・ 排出—動力による排出設備をいう。
- ・ 換気—給気口及び排気口をいう。
- ・ 給気—給気口のみをいう。

2 ためます上部に於ける排気筒又は排出ダクトの下端は、床面から概ね0.2mの間隔を保つこと。

3 給気設備の位置

給気口は、有効に給気できる部分に設けることとし、かつ、床上概ね1.5m以上であること。

なお、建築物の構造が換気のため十分な給気が行なわれる状態のときは、給気口を省略することができる。

4 「室内容積の5倍/h」とは、1時間当たり概ね室内容積の5倍の換気能力を有するものをいう。

5 屋外の高所とは、軒高以上、かつ、地盤面より4m以上をいう。

※ 周囲の開口部の有無について、留意すること。

6 可燃性蒸気・微粉の滞留するおそれのある場所は、次による。

- ・ 引火点40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合危険物が引火しやすい状態となる取扱いがある場合（屋内貯蔵所については、引火点70℃未満）
- ・ 引火点40℃以上の危険物であって、その可燃性液体を当該引火点以上の状態で貯蔵し、取り扱う場合
- ・ 可燃性微粉（危険物、非危険物を問わない）が滞留するおそれのある場合

7 可燃性蒸気・微粉の滞留するおそれのある場所に設ける排出設備は、防爆構造とすること。

8 給気口及び排気口には、原則として40メッシュの引火防止網を設けること。ただし、引火点が70℃以上の第4類の危険物のみを取り扱う場合にあっては、この限りでない。

9 給気及び排気ダクトが他の用途部分を通ずる場合は、防火区画等の貫通部分に温度ヒューズ付防火ダンパーを設けること。

10 ダクトは専用、かつ、内径20cm以上とし、その材料は不燃材料とすること。

11 延焼のおそれのある外壁に換気及び排出設備を設ける場合は、防火ダンパー等を設けること。「延焼のおそれのある外壁」とは、別記6「延焼のおそれのある外壁」によること。

12 排出設備により、室内の空気を有効に置換することができ、かつ、室温が上昇するおそれのない場合は、換気設備を併設する必要はないものとする。

13 ポンプ室について、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所及び給油取扱所に設置するポンプ室を示す。

14 屋内貯蔵所の基準について、危政令第10条第2項（独立、平屋建て以外）に留意すること。

※給油取扱所における油庫についても、留意すること。